# 生命倫理と出生前診断 

一出生前診断•着床前診断から考える—

## I．はじめに

わが国の周産期死亡率は1950年（昭和25年） には46．6／千であったが，医療技術の進歩と設備の充実によって急速に減少した。2002年（平成13年）には5．5に低下し，世界のトップに位置している。これは感染症や低体重出生児への対応が格段に進歩したことが最大の理由であ る。さらに診断技術を中心とする医療技術の進歩，とくに出生前診断の進歩と充実に負うとこ ろが大きい。

このことは新生児死亡数•死亡率の推移を見 れば明らかである。すなわち，医学医療的対応 が可能な疾患による死亡率が減少し，先天奇形•変形および染色体異常が1970年以降には死亡率の第一位を占めるようになった。最近は新生児死亡のほほ約 $40 \%$ を先天奇形•変形および染色体異常が占めている。極端に言えば，新生児死亡の原因は治療不可能な疾患に収斂しつつ あるといえる。

わが国の出生率は急速に低下し，2002年（平成13年）の合計特殊出生率は1．33で，年間出生数は約 117 万人である。そのうち 35 歳以上の出産が約 $10 \%$ を占めており，わが国は「少産少子•高齢出産の時代」の真っ只中にあるといえる。 このことはEvans et al（1989）が示している「35歳以降には染色体異常児出産の危険率が増大す る」を無視することができないことをも意味す る。そして，「少産少子•高齢出産の時代の出現は，さらに出生前診断の重要性を増した」と結論することが可能である。

## II．出生前診断とその矛盾

出生前診断には，（1）羊水刺穿法，（2）絨毛採取法，（3）胎児血液採取法，（4）胎児皮膚生検法など がある。その操作の過程で流産や感染症などを誘発する可能性はあるが，技術の進歩により低率である。（1）（2）（3）の診断法はいずれも胎児細胞 からの染色体情報あるいは遺伝子情報を得るこ とを目的とするものである。（4）胎児皮膚生検法 は胎児皮膚の病理診断を主としたもので，その対象は限られており，実施頻度は低い。

1970年代初頭にわが国に導入された羊水刺穿法は，羊水中の胎児細胞を採取し染色体検査す ることを目的とした。とくにダウン症 （Trisomy 21）の診断を目的としたことから， ダウン症の家族や障害を持つ人々からの多くの批判に晒されることになった。

批判の一番の根拠は，「診断の結果によって は人工妊娠中絶が選択される」という現実であ り，「障害者やダウン症児を排除することを目的とした診断法である」との批判であった。こ のことが出生前診断の最大の弱点であり，「よ りよい治療法を見いだすための診断法」から「選択的人工妊娠中絶，選択的出産のための診断法」 へと「診断と治療の乘離」が指摘され，出生前診断の倫理的問題として表面化してきたのであ る。

わが国だけではなく，欧米においても「診断 と治療の乘離」は著しい。表に出生前診断後の疾患別人工妊娠中絶率を示す。ダウン症と診断 された症例の人工妊娠中絶率は $92.1 \%$ と高値を示している。

表 欧米の出生前診断後の疾患別人工妊娠中絶率（\％および症例数）

|  | ダウン症 | 二分脊椎 | 無脳症 | Turner | Klinefelter |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $95.6 \%$ | $100 \%$ | $0 \%$ | $72.4 \%$ | $58.3 \%$ |
| 1980 年代 | $(87 / 91)$ | $(9 / 9)$ |  | $(55 / 76)$ | $(91 / 156)$ |
|  | $92.0 \%$ | $66.8 \%$ | $83.8 \%$ | $71.0 \%$ | $0 \%$ |
| 1990年代 | $(4549 / 4944)$ | $(139 / 208)$ | $(306 / 365)$ | $(71 / 100)$ |  |
| 合 計 | $92.1 \%$ | $68.2 \%$ | $83.6 \%$ | $71.6 \%$ | $58.3 \%$ |

英，米，仏，伊，独，和蘭，デンマーク，ベルギー，フィンランド，豪，ニュージランド（シンガポールの 5 例 を含む）（20の文献より累計）
（Mansfield C et al ：Termination rates after prenatal diagnosis of Down syndromes：A systemic literature review． Prenat Diagn 19：808－812，1999より）

## II．着床前診断とは

着床前診断とは，「受精卵が着床する前の段階で，受精卵から一部の細胞を採取し，遺伝子 や染色体の異常を診断すること」と定義できる。体外受精に始まる生殖補助医療の飛躍的な進歩は，試験管内で受精させ，その受精卵（胚） にいろいろな操作を加えることを可能にした。 さらに，遺伝子診断法や染色体検査法の飛躍的 な進歩発展があった。すなわち，これらの技術 を組み合わせることで，着床前の受精卵診断が可能になったのである。

1989年に英国の Hammersmith Hospital の Handyside et alがX連鎖遺伝子疾患を対象にY染色体の有無をPCR法で診断する性別診断法の応用による着床前診断を嚆矢とする。

## $N$ ．着床前診断法

着床前診断に必要な生殖補助医療技術は，（1）体外受精法，（2）胚生検法，（3）遺伝子診断•染色体診断法，の三法である。
（1）体外受精法：（1）超音波断層法による成熟卵採取法，（2）卵培養法，および③顕微授精法，の進歩によって多数の受精卵を得るこ とが可能になった。
（2）胚生検法：4～8細胞期胚から1個の細胞を採取する。 8 細胞期胚からは 2 個採取 することも可能である。用いる技術は，（1）細胞押し出し法，（2）細胞吸引法，（3）細胞核吸引法，があるが，われわれは教室竹内が考案した（1）細胞押し出し法を用いている が，細胞を傷つけないということでは優れ

ている。しかし，いずれの方法でも熟練す れば30秒以内での採取が可能である。
（3）遺伝子診断•染色体診断法：PCR 法お よびFISH 法により1個の細胞からの診断 が可能である。

## V．われわれが計画している着床前診断

## 1．対象疾患

診断対象疾患は，（1）単一遺伝子欠損疾患（遺伝子診断による），（2）X 連鎖劣性遺伝子疾患（性別診断の応用による），（3）染色体異常疾患，で ある。基本的には，遺伝子診断，性別診断およ び染色体診断が可能なすべての疾患が着床前診断の対象になりうる。しかし，平成10年10月日本産科婦人科学会会告「受精卵の着床前診断」 では「本法は重篤な遺伝性疾患に限り適用され る」としており，対象疾患を個別審査する。
われわれは重篤な疾患であるX連鎖遺伝子疾患のデュシャンヌ型筋ジストロフィーを対象に性別診断法を応用した着床前診断を計画してい る。われわれの FISH 法による性別診断率は $90 \%$ ，誤診率 $0.5 \%$ であり，臨床応用可能な診断率を達成しているといえる。
着床前診断の手順を示すと，（1）体外受精した $4 ~ 8$ 細胞期胚から 1 個，あるいは 2 個の細胞 を採取する，（2）その細胞をFISH 法により性別診断する，一方（3）胚生検された受精卵はそのま ま培養を続ける，そのうちの（4）女性型（XX） と診断された受精卵のみを子宮内に移植し，妊娠成立を図る，ということになる。
われわれの施設では平均して 7 個の卵が採取 され，診断に供することが可能な 6 個以上の受


もし異常と診断されたら，出産しますか


人工妊娠中絶しますか


図 着床前診断選択のフローチャート

精卵が得られる。その診断率から，ほほ 6 個が診断される。したがって，その半数の女性型受精卵 3 個を子宮に移植することが可能になる。

## 2．診断対象者

出生前診断で異常と診断された場合に出産を拒み，かつ人工妊娠中絶を忌避する人がこの診断法の対象者になると考えている。したがって，「出生前診断を選択すべきか，着床前診断を選択すべきか」という質問は存在しない。着床前診断は出生前診断の延長線上にあり，フロー チャートに従って，診断対象者になるか否かを最終的に決定する（図）。

## V．着床前診断の世界の現状

## 1．診断を受けた理由

2002年 ESHRE 報告（1999～2001年実施例）
では，着床前診断を受けた1561例の理由は，（1）遺伝性疾患のリスクがあり，前回人工妊娠中絶 を受けた既往がある（330例21．1\％），（2）遺伝性疾患のリスクがあり，しかし人工妊娠中絶を拒否する（565例，36．2\％），（3）遺伝性疾患のリス クがあり，かつ不育症•不妊症（416例，26．6\％）， （4）染色体異常スクリーニング（ 100 例， $6.4 \%$ ）， などである。1999年の前回の報告では，（1）と（2） の理由によるものが $92 \%$ を占めていたから，着

床前診断対象が拡大したといえる。

## 2．診断対象疾患

着床前診断の対象になった疾患には，（1）常染色体優性遺伝，（2）常染色体劣性遺伝，（3）X 連鎖劣性遺伝，（4）染色体異常，の諸疾患がある。2002年 ESHRE 報告の 1307 例では，染色体異常診断 を適応としたものがもっとも多く（647例， 49．5\％），X 連鎖劣性遺伝（294例，22．5\％），常染色体劣性遺伝（290例，22．2\％），常染色体優性遺伝（254例，19．4\％），ミトコンドリア遺伝病（6例）などである。さらに，社会的適応 による性別診断（30例，2．3\％）もあった。

染色体異常診断が最多を占めたことは，受精卵の質的診断に着床前診断が応用されているこ とをも窺わせる。さらに「社会的適応による性別診断」という項目の記載は，「男女産み分け」 に用いられていることを示唆している。

なお，着床前診断により出生した 279 例の児 の性比は0．65（男児105例，女児162例，不明 12例）であった。でとくに異常は指摘されていな い。

## VI．着床前診断の問題点

出生前診断は「その結果によっては人工妊娠中絶が選択される」ということから，「生命の選別」がもっとも議論されてきた倫理的問題点 であった。したがって，われわれは，着床前診断の利点は「出生前診断によって惹起される最大の欠点である人工妊娠中絶を回避できるこ と」であると考えている。

1．着床前診断の倫理的問題：受精卵はヒトの始まりか
着床前診断では，受精卵を「いい受精卵とそ うでない受精卵に選別」して娃娠を図ることは倫理に反しないのかという議論が提起されてい る。それは，「受精卵（胚）はヒトの始まりであ る」とする立場からの提起である。

議論はその立場によって異なる。
「受精卵は人間と同等の存在である」とする カソリック教会の立場に立てば，「ヒトを選別 することでは，出生前診断と同じである」とい う議論に行き着く。もっとも，カソリック教会

は出産することを前提とした出生前診断を容認 している。
極端な生物学者は「受精卵は単なる細胞の集 まりであり，特別の扱いをする必要はない」と し，ヒトの始まりではないとする。さらに，「将来ヒトになる可能性を持っており，他の組織よ りも尊重されるべきである。しかし，ヒトとし ての特性をまだ持っていないので，人間として扱うべきではない」とする考え方もある。後者 の二つの考え方に立てば，「ヒトを選別する診断法」という考えは成立しない。

## 2．着床前診断の技術的問題

もっとも大きな問題点は体外受精卵の妊娠率 が低いということである。その妊娠率は $20 \%$～ $30 \%$ が一般的であり，着床前診断によって健常 な児を得るまでに数回の体外受精を繰り返す必要があり，経済的な負担が大きいといえる。

さらに，遺伝子診断の不完全さも指摘されて いる。

## VII．出生前診断•着床前診断の解決すべき問題点 <br> ：カウンセリング体制の整備

出生前診断や着床前診断の倫理的問題が議論 されるときに，最終的に行き着くところは「自已決定権の尊重」である。

自己決定権を行使するには，十分なイン フォームドコンセントが必要である。その条件 を満たすためには，必要にして十分なカウンセ リングが行われることである。とくに遺伝カウ

ンセリングでは，出生前診断や着床前診断を行 う施設とは完全に独立した遺伝カウンセリング施設やカウンセラーで行われることが理想的で あるといわれている。

わが国では遺伝カウンセリングなどを行うカ ウンセラー不足が指摘されており，カウンセ ラー養成を含むカウンセリング体制の構築が急務である。

## X．おわりに

出生前診断や着床前診断は「ヒトの選別」を目的とした診断法ではない。しかし，健常な児 を得るための診断法であっても，色々な疑問や議論が提示されていることには配慮すべきであ り，実施者はその意味や意義を考察し，真摯に受け止めるべきであるといえよう。

さらに，着床前診断の過程では受精卵に何ら かの操作を加えることが可能であることから， その危険性を十分に認識することも重要であ る。

[^0]
[^0]:    文 献
    1）永田行博，池田敏郎，堂地 勉：受精卵の着床前（遺伝子）診断．日本不妊学会編：新しい生殖医療技術のガイドライン；改訂第2版， p289－298，金原出版， 2003.
    2）ESHRE PGD Consortium Steering Committee ： ESHRE Preimplantation Genetic Diagnosis Con－ sorium ：data collection III（May 2001）．Hum．Re－ prod．，17：223－246， 2002.

